

愛知県消防学校敷地利活用可能性基礎調査業務仕様書

1 委託事業の名称

愛知県消防学校敷地利活用可能性基礎調査業務

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月5日まで

3 委託の目的

愛知県基幹的広域防災拠点（第1期・消防学校）の完成に合わせて、令和11年4月に移転する現愛知県消防学校（尾張旭市）の敷地（約7万2,600㎡）を有効活用するため、当該土地における都市計画や民間ニーズ等を踏まえた土地利用の可能性を調査する必要があることから、当該調査について専門知識を有する調査会社に委託する。

4 調査対象地

別図「愛知県消防学校敷地利活用可能性基礎調査業務 対象地」参照

5 委託業務の内容

(1) 現況把握

調査地に関する都市計画法、地区計画、建築基準法、森林法等の土地利用規制及び地盤（陥没実績）等の現況整理を行う。また、都市計画マスタープランなどの上位計画について把握を行う。

(2) 民間土地利用ニーズの調査

デベロッパー等への聞き取りを通じて、住宅地を始めとした民間ニーズを把握する。また、民間ニーズを実現するための都市計画法、地区計画、建築基準法、森林法等の土地利用規制、都市計画マスタープランなどの上位計画及び地盤の状況等における課題の整理を行う。

(3) 完了報告

以上の調査結果を踏まえ、敷地利活用の可能性、課題、課題への対応策等について報告書に取りまとめる。

(4) その他

(1)～(4)の他、本業務の遂行に必要と考えられる調査が発生する場合は、委託業務の範囲内での実施可否につき、別途協議する。

6 成果品

(1) 提出する成果品

- ア 報告書（A4判） 1部
※5 業務内容（1）～（4）の項目ごとに内容を整理・編集すること
- イ 関連資料 1部
- ウ 打合せ記録簿 1部
- エ 報告書の電子データを記録したCD-R 1枚

(2) 成果品の納入場所

愛知県防災安全局防災部防災拠点推進室（愛知県東大手庁舎1階）

(3) 成果品の帰属

成果品の管理及び帰属は、全て委託者のものとし、委託者が承諾した場合を除き受託者は成果品を公表してはならない。

なお提出後に不備が発見された場合、受託者は契約終了後も訂正の義務を負うものとする。

(4) 提出物の使用について

提出された報告書等（データを含む。）は、公共事業の円滑な執行を目的に、他の事業等（受託事業者等への貸与を含む。）に使用する場合がある。

7 その他

- (1) 受託者は、本業務を遂行するに当たり、関係法令及び当仕様書を遵守するとともに、県の意図及び目的を十分に理解した上で、正確かつ丁寧にこれを行うこと。
- (2) 業務体制及び業務内容については、本仕様書及び「参加表明書及び技術提案書作成要領」に基づいて提出した業務実施体制及び技術提案書の内容を遵守すること。
- (3) 受託者は、本業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。また、業務委託契約が終了した後も同様とする。
- (4) 県は、受託者が本業務を行うに当たり必要となる資料について、可能な範囲で提供するものとする。
なお、提供を受けた資料については、管理・保管を適切に行うこと。
また、調査に必要となる資料については、受託者決定後に提供を行うこととする。
- (5) 業務委託期間中は、業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、県との連絡調整を密に行うこと。
また、受託者は、県から業務の進捗状況について報告を求められたときは、速やかに報告しなければならない。
- (6) 仕様書の解釈に疑義が生じた場合及び仕様書に定めのない事項については、速やかに県へ報告することとし、必要に応じて県と受託者が協議して決定するものとする。
- (7) 受託者は、打合せのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。
- (8) 受託者の負担する経費は、原則、全て当該委託料に含まれるものとする。

愛知県消防学校敷地利活用可能性基礎調査業務 対象地

住所：愛知県尾張旭市大字新居 5182-1393

